

## 第4章

# 総括と提言

## 第4章 総括と提言

### 第1節 原発事故と司法の責任

#### 第1 提言

- 1 原発の設置・運転の適否が争われる訴訟に関する司法判断において、行政庁が依拠する特定の専門的技術見解を尊重し、これを前提に危険性がないと判断するという従前の方法を改め、今後は、科学的・経験的合理性をもった見解が他に存在する場合には、当該見解を前提としてもなお原発が安全で人権侵害が発生しないと認められない限り、原発の設置・運転を許さないなど、万が一にも原子炉等による災害が発生しないような判断枠組みが確立されること。
- 2 国は、原子力災害を二度と繰り返さないことを目的に、原発の安全性を検討するために必要な情報が確実に公開されるよう、情報収集制度、情報公開制度、裁判における文書提出命令制度を改善するなど、情報開示の仕組みを整備すること。

#### 第2 理由

##### 1 判断枠組みの構築と立証責任の分配

これまで、我が国では、行政訴訟、民事訴訟を含め、数多くの原発訴訟が提起されたが、福島第一原発事故以前には、下級審で2件の住民側勝訴判決があるほかは、司法により、最終的に原発の運転を止めるべきであるという判断がなされたことはなかった。従来の原発訴訟においては、原発による深刻な災害が「万が一にも起こらないようにする」べきである（伊方原発最高裁判所判決）とされながらも、このことが判断に生かされることなく、行政庁の専門技術的裁量を広く認め、住民側に過度の主張・立証上の負担を負わせることによっ

て、原発の危険性は認められないとして、原発の運転を安易に認めてきた。

これに対して、2014年5月21日、福島第一原発事故後としては初めての原発差止訴訟に対する判断として、大飯原発運転差止訴訟に関する福井地方裁判所判決が出された。この判決は、福島第一原発事故のような人格権侵害の危険性判断を避けることは、裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい、と述べた上で、原発に内在する本質的な危険性に照らして、人格権が広汎に奪われるという事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である、と判示した。そして、わずか10年足らずの間に、基準地震動を超える地震が5回も到来している事実等を重視して差止めを認めた。本判決が示した基本的な考え方、すなわち、「地震は地下深くで起こる現象であるから、その発生の機序の分析は仮説や推測に依拠せざるを得ないのであって、仮説の立論や検証も実験という手法がとれない以上過去のデータに頼らざるを得ない。」として科学における不確実性を正面から認め、さらに、「地震という自然の前における人間の能力の限界」を前提に安全性を判断すべきとした枠組みは、人権侵害の防止という、司法本来の役割に立ち帰ったものとして高く評価されるべきものである。

またドイツにおいては、行政裁判所において原発の認可の是非が判断されてきたが、認可処分の際にあらゆる見解に対して適切な考慮がなされなければならず、行政の調査不足、考慮不足があれば認可は取り消されるという判断枠組みが採られてきた。原発の安全性に関する見解に対して評

価をする際にも、行政が恣意的な判断をすることは許されず、ある見解を採用しない場合には、その根拠が十分に示されなければ、そのような判断は恣意的な判断として取消しの対象となるとされてきた。

これら福井地裁やドイツの司法判断に共通するのは、科学には不確実な部分も存在する、ということである。複雑な問題やデータが不足している問題、研究途上の問題等の場合には、専門家の意見は常に一致するとは限らず、ある時点における多数的見解が、将来覆ることもしばしば起こる。原発の安全性に関する判断は、様々な領域における科学の知見に依拠するが、そこで用いられる専門的知識には高度の不確実性が内在するため、特定の科学的見解に依拠すれば安全性が確保されるとはいえない。このように、科学の専門的知識に高度な不確実性が内在する場合、安全性の判断に当たって、確率が低いとされている事象を考慮するか、またどの程度考慮するかといった問いは、科学の専門家だけでは決着することができず、対立する見解を慎重に吟味して、社会的な判断を行う必要がある。原発については、一たび事故が現実化した場合には、被害が甚大であることから、万が一にも災害が起きないように判断枠組みが求められる。

福島第一原発事故は、司法が支配的な見解ではないとして看過してきた見解・事故シナリオが現実になったものであり、安全神話が崩壊した今、司法は、安易に行政庁の専門技術的裁量を認めることは許されず、深刻な原子力災害を二度と起こさせないという視点から、行政の判断に対して、法的な見地から厳格な判断を行うべきである。

人権侵害を未然に防ぐ、という司法の目的からすれば、原発のように事故が起こった場合に甚大な被害が生じる施設について

は、大飯原発訴訟において福井地裁が判示したように「万が一にも」事故が起こらないような審査がなされる必要がある。そうだとすれば、行政庁が依拠する特定の見解のみを前提とするのではなく、少数ではあっても、科学的・経験的合理性をもった見解が他に存在する場合には、当該見解を考慮してもなお原発が安全で人権侵害が発生しないと認められない限り、原発の設置・運転を許さない、という判断を行うべきである。

また、「万が一にも事故が起こらないようにする」ためには、訴訟法的にも、事故被害の重大性・不可逆性や証拠の偏在など、原発訴訟の特殊性を踏まえた、実質的な立証責任の公平な分配がなされなければならない。

## 2 情報開示の仕組みを整備すること

情報に乏しく、専門的な知識も有しない住民側は、原発の危険性について過度の主張・立証等の負担を強いられているため、多くの場合この立証に成功できず、司法による安全性確保の機能が果たされないまま、結果として、福島第一原発事故による大規模な人権侵害が引き起こされたといえる。

この点、2001年に発効したオーフス条約（日本政府は未批准）は、環境問題について、市民に、①情報へのアクセス権、②意思決定への参画権、③司法アクセス権（訴訟の権利）を具体的に保障し、国等が環境情報を集め、市民の求めに応じて、環境情報を開示する制度を設けることを求めている。また、国の秘密指定の在り方について決めた国際準則であるツワネ原則では、環境情報について積極的に開示されるべきであると強く推奨され、場合によってはその公開は最優先の義務となるとされている。

しかるに、我が国の現行の情報公開法や

民事・行政訴訟における文書提出命令制度においては、情報を特定できなければ、公開を求めることもできない可能性があるから、欧米の裁判における証拠開示制度に倣った裁判における情報収集制度の導入が検討されるべきである。また、特定することができたとしても、原子力安全に関して必要な情報が、安全保障、テロ対策、企業秘密等を理由に公開されない場合がある。このような情報が仮に企業の「技術又は職業

の秘密に関する事項」にあたるとしても、文書が確実に開示されるよう、民事訴訟法第220条第4号ハに例外規定を盛り込む等の改正が必要である。さらに、電力会社等国民の安全に著大な危険を及ぼしかねない施設を有する法人を独立行政法人等情報公開法の対象法人とし、その原子力発電所に関する文書を対象法人文書とするような制度の導入も求められる。

## 第2節 核燃料サイクルの廃止と放射性廃棄物の後始末

### 第1 提言

国及び電気事業者は、使用済燃料を含む高レベル放射性廃棄物について、以下の方策を採ること。

- (1) 再処理施設等の核燃料サイクルを速やかに廃止すること。
- (2) 使用済燃料については、原発を再稼働させずその総量を確定し、また再処理せず直接処分すること。
- (3) 使用済燃料を含む高レベル放射性廃棄物の最終処分は、地層処分方針を撤回した上で、日本の地学的条件と、安易に海外の市民に負担を転嫁すべきでないことの双方を十分考慮して決定すること。
- (4) 最終処分方針決定までの間、当面は可能なものから乾式貯蔵に切り替えて地上保管をすること。当面の保管場所は、国が一方的に決定するのではなく、安全性、地域間の負担の公平を踏まえて、計画立案の段階から、十分な情報公開や、反対意見を踏まえた実質的かつ十分な議論を経た上で決定すること。

### 第2 理由

#### 1 再処理施設など核燃料サイクルの廃止

東日本大震災を経た2014年4月11日に閣議決定された新たなエネルギー基本計画においてもなお、政府は原発を「重要なベースロード電源」とし、使用済燃料を再処理して高速増殖炉等においてプルトニウムを「有効活用」する核燃料サイクルの推進を図っている。

しかし、諸外国では既に使用済燃料の再処理から撤退しており、日本でも「もんじゅ」

は1995年のナトリウム漏出火災など数々の事故・トラブルが発生し、現在に至るまでわずかな期間を除き、運転を停止したままである。国策としての「プルトニウム・リサイクル」計画は既に破綻している。したがって、再処理が「資源の有効利用」に資するという理由は認められない。

また、再処理によって大量の放射性廃棄物が発生し、工場の解体廃棄物も膨大であり、仮に高レベル放射性廃棄物をわずかに減らせるとしても、放射性廃棄物全体の量は明らかに増大する。

しかも再処理技術は、いまだ確立段階に至っていない。燃焼度の高い使用済燃料の溶解や、多様な成分を化学処理することが容易でないことに加え、放射線が強いため通常の化学反応の工程に比べて著しく危険性が高い。しかも、低温で引火したり、爆発するような化学物質が工程内に多量に存在する。また特に液体の状態では、常に臨界の危険が付きまとう。実際、国内外で多数の事故が報告されている。平常運転においても、再処理過程で放射性廃棄物が発生し、このうち放射能レベルの比較的低いものは気体・液体廃棄物として排気塔や放流管から環境に放出されるが、その放射能レベルは原発の通常運転時をはるかに超えている。

また、それ自体の危険性に加え、立地住民の自己決定権が侵害されているという点でも、核燃料サイクルは重大な人権侵害をもたらす。

さらに、日本政府の再処理政策に固執する政策に対しては、アメリカを含めた諸外国から、核不拡散という観点からも国際的非難が高まっている。

#### 2 廃棄物総量の確定と直接処分への転換

### (1) 原子力発電の廃止と総量確定

半世紀近くにわたる原発稼働により、現時点においても使用済燃料を含む処理困難な高レベル放射性廃棄物は、既に大量に存在する。今後更に原発を運転することになれば、処分の当たらない廃棄物を更に増加させることになる。

何万年もの長期にわたり極めて有害な放射線を発生させる高レベル放射性廃棄物については、これ以上増やさない政策決定をすることが早急に求められる。

### (2) 使用済燃料は直接処分

使用済燃料の再処理はいかなる観点からも合理的な政策とはいえない。前述のとおり再処理による廃棄物減容化の効果はなく、一方で危険性はあまりにも大きい。既成の使用済燃料については、再処理せずに直接処分すべきである。

## 3 最終処分について

### (1) 地層処分の問題点

我が国の高レベル放射性廃棄物処分政策は、数十年間一時貯蔵した後、地下300mより深い地層中に埋設処分するという方法である。しかし地層処分が選択された際、他の管理処分の方法との間で安全性その他の問題点が十分検討されたわけではない。

現在まで、地層処分について数々の調査・研究がなされてきたが、いまだ絶対的に安全に地層処分できるという科学的な知見は得られていない。もし、高レベル放射性廃棄物が地層処分されてから、放射性物質が地層中に漏出した場合、地下水などを通じて人間環境に多大な悪影響を及ぼすこととなる。したがって、安全性も確認されないまま安易に地層処分するという事は、将来世代の人類を重大な危険にさらすものである。

### (2) 最終的な処分方針を考える際の問題点

上記の理由より、国内には、地層処分に

適した、数万年にわたり安定した地層が存在しない可能性が極めて高い。この点は諸外国とは大きく異なる点であり、他国で地層処分方法を採用していることは、日本でも地層処分が可能であるという理由にはならない。

一方、原発の稼働により発生する放射性廃棄物は長期間にわたり極めて強い毒性を有するもので、国外で処分することには倫理上重大な問題がある。

原発から発生するゴミの処分という問題は、日本においては特にこのような極めて困難な問題をもたらす。私たちは、将来世代に極めて大きな負担を強いる状況を既に引き起こしているということ、また、原発を稼働し続けることがどれだけ無責任極まりない行為であるかを認識しなければならない。

## 4 当面の保管方法

### (1) 当面の保管方法としての乾式貯蔵

使用済燃料を含む高レベル放射性廃棄物の処分については、今後、十分な調査研究をしていかなければならないが、特に日本の地学的条件を考慮すれば、性急に答えを出すよりも、十分な期間をかけて、より安全性の高い方法を確立しなければならない。それまでの間、既に発生した廃棄物の当面の保管については、少しでも安全な方法で管理することが不可欠である。

既発生の使用済燃料は、その多くが冷却プール式の湿式貯蔵をされているが、使用済燃料の貯蔵方式としては、その他に乾式貯蔵がある。保管において最も重要となるのは、使用済燃料から発生する崩壊熱をいかに除去するかという点であるが、キャスク貯蔵ではキャスク周辺の空気の自然対流を利用するため、管理が比較的容易であり費用が抑えられるなどの利点がある。また、湿式貯蔵の場合、地震等の際に電源を

喪失することなく冷却を継続させられるかが課題となるが、東日本大震災の際にも、福島第一原発敷地内のキャスクは大きな被害を受けておらず、災害時の放射能漏れリスクに対しても優れていることが示された。

本来、放射性廃棄物の問題は我々の世代で解決すべきであり、また乾式貯蔵も問題点が皆無とはいえないが、安全性及び経済性の観点からは、乾式貯蔵に比較的優位性があることから、順次乾式貯蔵に切り替えた保管が相当である。

(2) 当面の保管場所の決定について

保管場所の選定においては、日本の地学的条件や輸送時等の事故の危険性等に配慮し、より安全に管理できる場所であることはもちろん、特定地域へ一方的に押し付けるのではなく、計画立案段階から十分な情報公開をした上で、実質的かつ十分な議論を経て決定されるべきである。とりわけ、反対意見の十分な聴取と、反対意見を踏まえた計画の柔軟な変更は、この問題の性質上不可欠である。

## 第3節 脱原発後の地域再生

### 第1 提言

原発立地自治体の経済再建を図るために、以下の措置を採ること。

- (1) 国は、電源三法交付金制度を廃止し、過去の産業転換時の施策の功罪を踏まえて、原発に依存した地域経済を再生するため、一定期間具体的な支援を行うこと。
- (2) 国及び自治体は、再生可能エネルギーが地域の財産であることに鑑み、その利用は、地域の合意に基づき、地域の経済的自立が図られるように制度的支援をすること。
- (3) 国及び自治体は、再生可能エネルギーの利用は資源の特性に応じた、持続可能なものとする。

### 第2 理由

#### 1 電源三法の廃止と立地地域支援

1974年、原子力を中心とする電源開発を更に促進していくために、原子力施設立地地域に交付金を交付する制度である電源三法が創設された。この制度の下、電力会社が販売電力量に応じて納税する電源開発促進税が、原発立地自治体やその周辺自治体・都道府県に対して交付されるようになった。

これに加え、原子力施設からもたらされる固定資産税収入も自治体財政への影響は大きい。このほか、核燃料税など、原発の存在によって立地自治体にもたらされる税収も多い。

このような従来の原子力施設立地への電源三法交付金を中心とする莫大な経済的支援が立地地域の財政力を一時的に高めることは間違いない。しかしながら、交付金と固定資産税収入による財政力の強化は地域の持続可能な発展にはつながらない。さらに原発関連産

業への集中は、原発関連以外の地場産業の衰退をもたらす。原発の関連産業も、地元での就職を希望する新規学卒者を十分に吸収することはできず、原子力施設立地地域でも地域外への人口流出が止まっていない。一方で、原発の建設により、伝統的な農林水産業は目に見えて衰退し、観光業の発展も望めない。このため、立地自治体は財政力の低下を防ぐため原発の更なる建設を希望せざるを得なくなり、ますます原発への依存傾向を深めていく現実がある。その結果、地元経済の原発への依存度はますます強まり、地元の自律的な発展の可能性は完全に失われてしまう。

原子力施設立地自治体を、このような原発依存の不健全な財政から解放し、自立した地方経済を回復するためには、電源三法を廃止することが不可欠である。しかしながら、立地地域の収入の大部分を担ってきた電源三法交付金が廃止されれば、地域の経済の急激な疲弊と、自治体による地域住民に対するサービスの急激な低下、更なる人口の流出などをもたらすことが懸念される。

このため、国は地域が自立した健全な財政を創出するまでの暫定的な支援策を講じるべきである。ただし、国による経済的支援は、地方独自の健全な財政を創出するまでの一時的なものでなければならず、最終的には自立的な地域経済の創設が目指されるべきである。

#### 2 再生可能エネルギーと地域の経済的自立

日本政府は、福島第一原発の悲惨な事故を経験した現在においても原発を「エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置付け、原発中心のエネルギー政策に固執している。しかし、こうした原発などの巨大施設を中心とする中央集権的な

エネルギー政策は地元の持続可能な発展を生み出さないばかりか、それを阻害する。こうした政策の構造を改め、地域が主体となって決定する政策へと転換させることは、地域が経済的に自立し持続可能な発展を実現する上で不可欠である。

原発立地自治体をはじめとする過疎化する地域経済の自立にとって、必要な方策は地域によって様々なものが考えられるが、地域に分散する再生可能エネルギー資源の活用は、極めて重要な選択肢である。太陽光、風力、地熱、木質バイオマス、(小)水力、バイオガスなどの多種多様な再生可能エネルギーの活用を進めれば、その地域の住民が単なるエネルギーの消費者ではなく、生産者になり、発電事業が新たな収入源になる。これらのエネルギー施設は、原発など大規模な発電施設とは異なり、構造が比較的簡易であり、経済規模の小さい地域の地元企業、地縁団体、金融機関等の協力で設置し保守運営していくことができる。それによって、事業が生み出す経済的利益の大部分をその地域に帰属させることが可能となる。

### 3 資源の特性に応じた持続可能なエネルギー利用

再生可能エネルギーの活用にあたっては、資源の特性に応じた適切かつ効率的な利用を図ることが重要である。

その際に特に重要になるのはエネルギーの熱利用である。熱エネルギーで対応できるエネルギー需要を電力で賄おうとすると、発電から使用に至る過程で、発電に投入された電力エネルギーの3分の2が熱として外部に放出されてしまい、エネルギーのロスが大きい。このように、熱需要を電力によって賄おうとするのはエネルギー資源の浪費にほかならず、木質バイオマスや太陽熱によって得られたエネルギーはできる限り熱として利用していくことが必要である。これにより、無駄な

電力消費を抑制し、また再生可能エネルギーによって電力需要の多くをカバーしていくことも可能となる。

同時に、再生可能エネルギー資源の利用は、地域の自然環境に大きなマイナスの影響をもたらす持続不可能なものであってはならない。

例えば、再生可能エネルギー法の制定後、各地で大規模な木質バイオマス発電施設の建設が計画されているが、その多くは出力5000kW以上の規模であり、しかも熱の利用は全く想定されていない。こうした大規模施設の建設は燃料として膨大な量の木材を必要とするため、地元の林業によってその需要を賄うことは不可能に近く、広範囲にわたる森林の皆伐など山林の自然環境に破壊的な影響を及ぼすことも強く懸念されている。

こうした問題が生まれた背景には、現行の再生可能エネルギー法では施設の規模にかかわらず電力買取価格が一定であることや、再生可能エネルギーの持続的な利用あるいは発電時に出る熱の利用を買取の要件にするなどの手当てが欠けているなどの問題もある。一刻も早くこうした制度的な欠点をただすことが不可欠である。

また、長く続いた中央集権的なエネルギー政策の下、自治体関係者の間では「エネルギー政策は国の役割である」との意識がいまなお強固であるが、再生可能エネルギーは地域で生産し、その地域で消費することが最も効果的である。したがって、その活用は当該地域の主体的な決定に委ねられるべきものであり、エネルギーの創出・供給・消費・エネルギー効率の向上について当該地域が自ら計画を策定する制度を導入することが重要である。

風車やメガソーラーにおいては、地域の自然環境との整合性を全く顧みない地元外の企業による建設計画が数多く出現しており、地元住民との間のトラブルも多く発生している

が、このような、地域から資源や資金を奪ってしまう収奪型の「再生可能」エネルギーの利用を抑制し、原子力施設立地自治体を含む地域の経済的自立を図るためにも、ウインドファームやメガソーラー、大規模バイオマス施設などの建設は、地元自治体のエネルギー

計画に沿って行い、それに反する施設の設置に対しては自治体に拒否権を与えることも検討すべきである。エネルギーの地方分権の動きは活発化しており、自治体が住民の主体的な参加のもと、自らエネルギー計画を策定することは、地域社会にとって不可欠である。

## ご協力いただいた皆様

〈本シンポジウムを開催するに当たりお話を伺った方々〉

早稲田大学教授 大塚直様  
全国小水力利用推進協議会事務局長 中島大様  
環境ジャーナリスト 小沢祥司様  
島根大学教授 小池浩一郎様  
早稲田大学教授 首藤重幸様  
立命館大学教授 ヨーク・ラウパツハ様  
同志社大学教授 川島四郎様  
名古屋大学教授 下山憲治様

〈現地調査等でお話を伺った方々〉

（国内現地調査等）

佐藤亮一様  
奥本征雄様  
核燃サイクル阻止一万人訴訟原告団事務局長 山田清彦様  
東通原発PR館の皆様  
青森県庁の皆様  
六ヶ所核燃料サイクル施設PR館の皆様  
六ヶ所村役場の皆様  
日本原燃青森事務所の皆様  
原子力規制庁地域原子力規制総括調整官（青森担当） 米山弘光様  
花とハーブの里代表 菊川慶子様  
青森県農業者政治連盟委員長 鳴海清彦様  
青森県保険医協会会長 大竹進様  
原水爆禁止青森県民会議代表 今村修様  
核燃料サイクル施設立地反対連絡協議会事務局 谷崎嘉治様  
核燃・だまっちゃおれん津軽の会代表 宮永崇史様  
核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会代表 澤口進様  
青森県平和推進労働組合会議議長 江良實様  
幌延深地層研究センターの皆様  
道北連絡協議会代表 久世薫嗣様  
下川町役場の皆様  
津別町役場の皆様

（海外現地調査）

【ドイツ調査】

Dr. Ulrich Wollenteit 弁護士

Dr. Michele John 弁護士

Dr. Roda Verheyen 弁護士

グリーンピース Shaun Burnie 様, Thomas Breuer 様

Dr. Remo klinger 弁護士

Dr. Reiner Geulen 弁護士

Siegfried De Witt 弁護士

Dr. Storost 元連邦行政裁判所裁判官

Dr. Geismann 弁護士

ライプチヒ連邦行政裁判所 Nolte 裁判官, 他裁判官・研究院の皆様

欧州人権裁判所 Yves Winisdoreffer 様

欧州評議会人権局長 Daniele Cangemi 様 他評議会の皆様

Nikolas Scheuer 様

大関達哉様

RWE 社 広報・建設担当 ショル様

ビブリス町の皆様

ドイツ環境保護連盟 カール様

#### 【オーストリア調査】

オーストリア農業・林業・環境・水経済省 シュテファン・ウエズリー様, トーマス・アウグ  
スティン様

ツヴェンテンドルフ原子力発電所跡の皆様

シュタイアーマルク州農業林業会議所 クリステイアン・メッシーナ様

ピツヒュル林業研修所 エルヴィン・プステルホーファー様ほかの皆様

アルメンラント山林組合の皆様

オフナー社の皆様

コンラッド社の皆様

RZ ペレット社の皆様

世界バイオエネルギー協会会長 ハイイツ・コーペッツ様

バイオマスホフ社 ミリアン・ハンスロフ様他従業員の皆様

フランツ・ベルガー様

フベルト・クラムラー様

KWB社の皆様

ROTH 社の皆様

クラウス・ボッシュ博士及びオーバーヴァート町木質バイオマス熱電併給施設の皆様

# 日本弁護士連合会第57回人権擁護大会

## シンポジウム第1分科会実行委員会

- ◇委員長 青木 秀樹 (第二東京)
- ◇副委員長 岩淵 正明 (金沢), 浅石 紘爾 (青森県), 水野 彰子 (島根県)
- ◇事務局長 只野 靖 (第二東京)
- ◇事務局長代行 笠原 一浩 (福井)
- ◇事務局次長 中野 宏典 (山梨県), 葛西 秀和 (函館), 兼平 史 (函館)
- ◇委員 小島 延夫 (東京) 千葉 恒久 (東京)  
海渡 雄一 (第二東京) 長崎 玲 (第二東京)  
花澤 俊之 (第二東京) 坂本 博之 (茨城県)  
松永 仁 (新潟県) 津留崎直美 (大阪)  
井戸 謙一 (滋賀) 藤川 誠二 (愛知県)  
足立 修一 (広島) 松岡 幸輝 (広島)  
橋野 成正 (山口県) 中村多美子 (大分県)  
泉 武臣 (鹿児島県) 高橋 耕 (岩手)  
菱谷 毅 (青森県) 市川 守弘 (札幌)  
菅澤 紀生 (札幌) 荒井 剛 (釧路)
- ◇バックアップ委員
- 高橋 利明 (東京) 牛島 聡美 (東京)  
佐藤 光子 (東京) 鹿野 真美 (東京)  
田部知江子 (東京) 久保田明人 (東京)  
江口 智子 (東京) 島田 浩樹 (第一東京)  
中下 裕子 (第二東京) 米村 俊彦 (第二東京)  
中川 亮 (第二東京) 小林 玲子 (埼玉)  
拝師 徳彦 (千葉県) 品川 尚子 (栃木県)  
森平 尚美 (大阪) 栗山 知 (岐阜県)  
宮本 研太 (金沢) 渡辺 淑彦 (福島県)  
木場 知則 (札幌) 森越 清彦 (函館)  
薦田 伸夫 (愛媛)

日本弁護士連合会第57回人権擁護大会  
シンポジウム第1分科会 基調報告書

北の大地から考える，放射線汚染のない未来へ  
—原発事故と司法の責任，核のゴミの後始末，そして脱原発後の地域再生へ—

2014年10月2日

編 集 日本弁護士連合会  
第57回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3  
T E L 03-3580-9841 (代)  
F A X 03-3580-2896

印 刷 星野精版印刷株式会社  
T E L 03-3893-4611 (代)

**JFBA** 日本弁護士連合会